

引っ越しの際は ガス・水道などの 手続きもお早めに

ガス

お引っ越しの1週間くらい前までに、住所、供給区域(秋田市ガス局か東部ガス)、ガス使用者番号などをご確認のうえ、秋田市ガス局・東部ガス(株)に電話でご連絡ください。ガス使用者番号は、検針票、領収書などに記入されています。

連絡先 秋田市ガス局☎(845)3147
東部ガス☎(832)6595

水道

料金の精算をしますので、お引っ越しの1週間くらい前に、「水道使用量のお知らせ」に記載している「お客さま番号」をご確認のうえ、水道局に電話でご連絡ください。

連絡先 秋田市水道局☎(823)8431
土崎営業所☎(845)4151

電気

お引っ越しの5日前までに、「電気ご使用量のお知らせ」などに記載している「お客さま番号」および引っ越し日、引っ越し先を、東北電力秋田営業所に電話でお知らせください。

連絡先 お引っ越し専用電話☎(833)2900

郵便局

郵便局窓口においてある「転居届け」のはがき(押印必要)を出してください。向こう1年間、転居先に郵便物を転送いたします。

連絡先 郵便サービス案内センター
☎0120 232886

NHK

住所変更のご連絡はNHKフリーダイヤルへお願いいたします。

連絡先 NHK秋田放送局☎0120 151515

引っ越しをしたら14日以内に 住民異動届けを

3月、4月は、就職や転勤、入学など、1年のうちでもっとも引っ越しの多い時期です。住民異動の手続きを忘れると、選挙で投票ができなくなったり、国民年金が正しく受給できなくなったり、困りごとがいろいろ出てきます。住民異動の届け出は14日以内に市民課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

届出をする際は、印鑑のほか、国民健康保険加入者は保険証、国民年金加入者は年金手帳をお忘れなく。印鑑登録も一緒に済ませると便利です。

市民課☎(863)2222内線2213 土崎支所☎(845)2261 新屋支所☎(888)8080

届け出の期間	届け出に必要な物	受け付け場所
転入届 <small>他の市区町村から秋田市へ住所を移したとき</small> 転入してから14日以内	前に住んでいた市町村から交付された転出証明書 印鑑 国民年金加入者は年金手帳と保険料の領収書 国民健康保険に加入するかたは、窓口でお話してください(国保に加入する際は、保険料額の計算のため平成9、10年分の源泉徴収票をお持ちください)	市民課 土崎支所 新屋支所
転出届 <small>秋田市から他の市区町村へ住所を移すとき</small> 転出する前 転入先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。転出先の住所を確かめてからおいでください。	印鑑 国民健康保険の加入者は保険証 印鑑登録をしている人は印鑑登録証	国民年金の手続きは国民年金課、土崎支所、新屋支所でお願います。
転居届 <small>秋田市内で住所を移したとき</small> 引っ越しをしてから14日以内	印鑑 国民健康保険の加入者は保険証	
転校	住民異動届け(転入・転出・転居)をすると、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、学校に提出して指示を受けてください。	

国保や国民年金は就職・退職の際も届け出を

国民健康保険や国民年金の届け出は、転入・転出の際だけでなく、就職や退職をしたときにも必要です。忘れずをお願いします。

国民健康保険課☎(866)2099 国民年金課☎(866)2097

4月1日から 国民健康保険の 保険証が 新しくなります

4月1日(木)から、「国民健康保険被保険者証(保険証)」がうすい紫色に、「退職被保険者証(退職証)」が桃色に変わります。

新しい保険証は3月下旬に、国保に加入している世帯にお送りします。新しい保険証が届いたら、現在お使いの保険証は、カバーをはずし、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてお返しください。

新しい保険証は3月から使用できます。入院中、通院中のかたは、医療機関の窓口新しい保険証を提示してください。

なお、カバーの必要なかたには、市役所市民課 国民健康保険課、土崎支所、新屋支所の窓口でさしあげています。

④遠保険証、⑤学保険証の必要なかたへ

④遠保険証(長いあいだ住所を離れるかた、施設に入所しているかた)と⑤学保険証(修学のため他の市区町村に住所のあるかた)は、3月31日有効期限が切れますが、新しい保険証はお送りいたしません。

必要なかたは市役所市民課、国民健康保険課、土崎支所、新屋支所で手続きをしてください。

①遠保険証、②学保険証の手続きに必要なもの
 ①新しい保険証または退職保険証 ②現在ご使用の④遠保険証、⑤学保険証 ③遠保険証の必要なかたで、施設入所の場合は、在園証明書または「入所証明書」。④学保険証の必要なかたは、在学証明書。代理人の申請の場合は印鑑が必要です。

老人医療受給者証、福祉医療費受給者証はそのまま

老人保健法医療受給者証(白い四つ折り)、福祉医療費受給者証(白・ピンク・クリーム色)をお持ちのかたは、国民健康保険の保険証が新しくなっても、受給者証に変更はありませんので、そのままお使いください。

問い合わせ 国民健康保険証については国民健康保険課☎(866)2099
老人医療受給者証、福祉医療費受給者証については社会福祉課☎(866)2093

